

国際的組織再編税制における株主段階課税

— EU 合併租税指令8条による検討 —

中 村 繁 隆

目次

はじめに

第1章 わが国の国際的組織再編税制における株主段階課税

1-1 沿革及び現行法上の取扱い

1-2 問題提起

第2章 MTD における株主段階課税

2-1 MTD 8条の歴史的変遷

2-2 MTD 8条の構成

2-3 MTD 8条の修正案

2-3-1 修正案の概要

2-3-2 対象となる株主の範囲

2-3-3 課税所得要件

2-3-4 出国税レジームによる補正

第3章 検討

3-1 MTD 8条と修正案から得られる示唆

3-2 株主段階課税の今後の方向性

むすびに

はじめに

拙稿¹⁾で国際的組織再編税制における法人段階課税の今後の方向性について、EU 合併租税指令 (Merger Tax Directive. 以下、「MTD」という)²⁾を参考に検討を行った。本稿は、その続編として、MTD を参考にわが国の国際的組織再編税制における株主段階課税の今後の方向性について検討を行うことを目的とする。

1) 拙稿「スピンオフ税制の今後の方向性—Partial Divisionへ拡張されたEU 合併租税指令による検討—」
総合法政策研究会誌1号3頁～25頁(2018)。

2) 現在、効力を有するMTDは、Council Directive 2009/133/EC of 19 October 2009 on the common system of taxation applicable to mergers, divisions, partial divisions, transfers assets and exchanges of shares concerning companies of different Member States and to the transfer of registered office of an SE or SCE between Member States, OJ L 310, 25.11.2009, p.34である。

本稿の構成として、第1章でわが国の国際的組織再編税制の沿革と株主段階課税の現行法上の取扱いを確認する。第2章では、株主段階課税を定めるMTD8条の沿革及び内容、また、その修正案を紹介する。そして、第3章では、第2章の内容を検討した上で、わが国の国際的組織再編税制における株主段階課税の今後の方向性について私見を述べる。

第1章 わが国の国際的組織再編税制における株主段階課税

1-1 沿革及び現行法上の取扱い

わが国の組織再編税制が平成13年度税制改正で導入された際、法人段階及び株主段階における課税繰延の根拠は、前者が「移転資産に対する支配の継続」であり、後者が「株主の投資の継続」であった³⁾。確かに、平成29年度税制改正により導入された、いわゆるスピノフ (Spin-off) とスクイズアウト (Squeeze-Out) という組織再編成は、これまでの組織再編税制の枠組みとはまた別の新たな類型として、既存の分割型分割、現物分配、株式交換等とは異なるルールが設定されている⁴⁾。しかし、その場合でも、課税繰延の根拠である「支配の継続」や「投資の継続」の中身を明確にしていく作業は続けなければならないという渡辺教授の見解⁵⁾は正当であるとする⁶⁾。そういう意味では、現行のわが国の組織再編税制における課税繰延の根拠は、いまだ変化していないと考えている⁷⁾。

次に、現行の組織再編税制における株主段階課税の国際的側面の概略を確認する。まず、居住者及び内国法人株主（以下、居住者等株主という）が外国法人間の組織再編成によって、保有していた外国法人株式（FT株式）と引き換えに他の外国法人株式（FA株式）のみを受領した場合を想定する。この場合、当該外国法人間の組織再編成がわが国の適格組織再編成（法人税法2条12号の8など）に相当するか否かをまず確認する必要がある。仮に適格組織再編成に相当するとされた場合、居住者等株主には法人税法24条、所得税法25条に定めるみなし配当課税は生じず、FT株式の譲渡に対する課税も繰り延べられる（法人税法61条の2第2項、租税特別措置法37条の10第3項など）。また、非適格組織再編成の場合、居住者等株主には法人税法24条、所得税法25条に定めるみなし配当課税が生じるが、FT株式の譲渡に対する課税は繰り

3) 渡辺徹也『スタンダード法人税法』弘文堂232頁（2018）参照。

4) 渡辺・前掲注3・280頁参照。

5) 同上。

6) 渡辺・前掲注3・280頁では、その理由として「そうでなければ、個々の取引において、適格要件に関する納税者と課税庁の理解が一致しにくくなり、訴訟等で争われる場面が増えることが予想される」との記載がある。

7) なお、岡村忠生・酒井貴子・田中晶国『租税法』有斐閣207頁（2017）では、「わが国の組織再編税制の拡大傾向を眺めると、組織再編税制の基本的な考え方を再考する時期にきているかもしれない」との意見はある。

延べられる（法人税法61条の2第2項、租税特別措置法37条の10第3項など）。当該課税繰延は、FA株式のみが取得される場合、株主の投資の継続が存するため⁸⁾とされる。

次に、非居住者及び外国法人株主（以下、非居住者等株主という）が、内国法人間の組織再編成によって、保有していた内国法人株式（NT株式）と引き換えに他の内国法人株式（NA株式）のみを受領し、かつ、当該NT株式の譲渡による所得が国内源泉所得に該当する場合を想定する。非居住者等株主の場合、OECDモデル租税条約13条5項に沿って考えると、株式の譲渡収益に対する課税権は、当該非居住者等株主の居住地国にある。従って、非居住者等株主の課税は、居住者等株主の場合と異なり、課税漏れに対応する必要がある。また、組織再編成を利用した国際的な租税回避行為にも対応する必要がある、現行法上もすでにいくつかの規定が置かれている⁹⁾。このように非居住者等株主の課税は、課税漏れと租税回避への対応の2つに分かれるが、本稿の検討はMTD8条であるため、本稿では前者の課税漏れへの対応についてのみ記載する¹⁰⁾。

非居住者等株主は、原則として組織再編成の時点において課税される（法人税法61条の2第2項などによる課税繰延を認めない法人税法施行令184条1項19号。また、租税特別措置法37条の14の3第1項など）。但し、NA株式が恒久的施設管理外国株式（法人税法施行令184条4項、租税特別措置法37条の14の3第1項カッコ書）に該当する場合、課税繰延が認められる（法人税法施行令184条1項19号カッコ書、租税特別措置法37条の14の3第3項など）。これは、わが国で課税できる状況が保たれている限りは、内国法人の場合と同様に課税繰延を認める措置と思われる¹¹⁾。なお、恒久的施設管理外国株式の全部又は一部を当該恒久的施設において管理しなくなる行為を行った場合には、NA株式の交付時に当該株主の恒久的施設と本店等との間の内部取引があったものとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が計算される（法人税法施行令184条3項、租税特別措置法37条の14の3第5項など）。

1-2 問題提起

現行の組織再編税制の国際的側面は、私法上の制限から限定的である¹²⁾。従って、組織再編税制の国際的側面は、現行法上で可能とされる特定の国際的組織再編成の局面を前提とした取扱いとなっている。しかし、前述の通り、株主段階課税における課税漏れや租税回避に対応した規定がすでにいくつか存在する。

8) 渡辺・前掲注3・252頁参照。

9) 例えば、特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例を定める租税特別措置法68条の3などが挙げられる。

10) 租税回避への対応については、拙稿「国際的組織再編成と一般的租税回避否認規定——EU合併租税指令15条1項(a)に着目して——」現代社会と会計10号85頁～99頁（2016）を参照願いたい。

11) 渡辺・前掲注3・280頁参照。

12) 拙稿「国際的組織再編税制の展開」租税法研究40号95頁（2012）参照。

それでは、上記の私法上の制限が全くなくなった場合には、株主段階課税ではどのような点を考慮していく必要があるか。本稿では、そのヒントを MTD とその修正案を示している Frederik Boulogne 氏の著書¹³⁾ を参考に検討したいと考えている。

まず、MTD の有効性については、拙稿¹⁴⁾ で論じた 4 点のうち、第一と第四の 2 点の本稿では関係すると考える。前者は、MTD とわが国の組織再編税制の趣旨の類似性である。具体的には、両税制とも企業の国際競争力の向上を目指して行われる組織再編成を税法上、出来る限り阻害しないという点と適正な課税権の確保という点で、趣旨の類似性が見られるからである。後者は、MTD の議論が会社法に先行して行われていたという点である。MTD の議論は、1969 年にスタートし、1990年に MTD は採択¹⁵⁾ されたが、その時点では欧州会社法¹⁶⁾ は採択されていなかった。従って、本稿においても、上記の私法上の制限が全くなくなった場合、すなわち、会社法に先行して税法上における検討を行うこと自体は、問題がないと考えている¹⁷⁾。

次に、Frederik Boulogne 氏の著書で示された MTD の修正案の有効性については、後述の通り、Frederik Boulogne 氏が現行の MTD 8 条の欠点を論じた後、修正案を具体的に示している点にある。また、MTD の役割が、EU における基本的自由の下で残る EU における税制上の調和のギャップを埋めるものであれば、MTD が基本的自由の下で存する可能性を時折制限している理由は理解できない、とする Frederik Boulogne 氏の主張¹⁸⁾ は、MTD が第二次 EU 法という位置付けからも正当であり、その主張に基づく修正案には有効性があると考えている。

以上から、本稿は、MTD とその修正案を中心に分析を行い、わが国の組織再編税制における株主段階課税の今後の方向性について検討する。

なお、MTD に関する先行研究としては、実務家による内容紹介¹⁹⁾ はあるものの、本稿で紹介する MTD 8 条等に基づいた具体的な研究は、わが国では存しないと思われる。

13) Frederik Boulogne, "Shortcomings in the EU Merger Directive", Wolters Kluwer (2016) .

14) 拙稿・前掲注 1・10頁参照。

15) Council Directive 90/434/EEC of 23 July 1990 on the common system of taxation applicable to mergers, divisions, partial divisions, transfers assets and exchanges of shares concerning companies of different Member States, OJ L 225, 20.8.1990, p.1.

16) Council Regulation (EC) No 2157/2001 of 8 October 2001 on the Statute for a European company (SE) .

17) 組織再編成に関係する当事者にとって、税法上の取扱いは、大きな影響があると思われる。従って、本稿の検討結果が他分野へ影響を及ぼす可能性は承知している。

18) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 378.

19) 池田良一『欧州ビジネスのための EU 税制 付加価値税・移転価格税制・PE 問題 [改訂版]』税務経理協会157頁～169頁 (2017) 参照。

第2章 MTDにおける株主段階課税

2-1 MTD 8条の歴史の変遷

MTDにおける株主段階課税は、MTD 8条に規定されている。MTD 8条の歴史の変遷に関しては、未公表文書を含めた分析を行っている Harm van den Broek 氏の文献²⁰⁾が非常に参考となる。そこで、2-1における以下の記載は、特に断りがない限り、全て同氏の文献の253頁～255頁から引用したものである。

MTDは1990年になって採択されたが、1969年の指令草案では、9条に次のような提案がなされていた。

「受領する会社又は企業の登録資本（registered capital. 以下、同じ）を示す株式を、移転する会社又は企業の構成員へ交付することは、いかなる課税も生じない。

移転する会社又は企業の登録資本を示す株式が、事業資産の一部を構成する場合には、その事業が確定申告書において、移転する会社又は企業の株式に示された価値と同じ価値で、受領する会社又は企業の登録資本を示す株式へ引き継いでいないならば、各加盟国はこのルールを逸脱してもよい」。

オランダは、発行される株式の額面価値が移転会社の額面価値を超えない範囲についてのみ指令草案9条を適用すべきである、と提案した。他の加盟国と欧州委員会は組織再編成時点における課税を拒む点では合意を得たが、1976年にイギリスは指令草案9条の第二パラグラフが不明確であると指摘した。これに対し、欧州委員会はそれが税法上、株式の継続性（continuity of the shares）を確保するものであると説明した。1977年には、株式の税法上の価値が継続されるという要件が投資を事業とする株主（professional shareholder のことと思われる一筆者注）以外の他の株主〔投資を事業としない株主（private shareholder）と外国に居住する株主のことと思われる一筆者注〕に拡張された。さらに、現金対価は全て課税されることが明記された。

1978年以降、第三パラグラフが追加され、課税繰延による救済（rollover relief）は、株主が税法上の旧価値を継続しないという選択を行った場合、当該株式については適用されないことになった。1984年、オランダは上記の反対を撤回し、当該9条の内容で同意した。その後、1988年に、ドイツは第二パラグラフへ「交付された株式の譲渡から生じる所得は、取得（acquisition）前に存していた株式の譲渡から生じる所得と同様の方法で課税される」という新しい条件を追

20) Harm van den Broek, “Cross-Border Mergers within the EU”, Wolters Kluwer (2012).

加する提案を行った²¹⁾ところ、1989年に、ドイツの提案に類似した規定が、8条6項へ実際に取り込まれた。

さらに、オランダのイニシアティブで、指令草案9条に関する欧州理事会の声明7「欧州理事会と欧州委員会は、本指令の規定が、過年度に生じた所得控除を取り戻すことを目的に、国内法を適用することを妨げないことに合意する」が出された。この声明により、株主は組織再編成において課税される可能性があることになった。

このような経緯を経て、MTDは1990年に採択されたが、1990年MTDの8条は、4項から構成された。但し、その内容は、現行のMTD8条の9つの条項のうち、6つの条項に相当するものから構成されていた。具体的には、表1の通りである。

表1 1990年MTD8条と現行のMTD8条

1990年MTD8条	内容
1項	現行MTD8条1項に相当
2項	現行MTD8条の4項、6項、7項に相当
3項	現行のMTD8条8項に相当
4項	現行のMTD8条9項に相当

その後、MTDは、2005年に改正が行われるが、その2年前の2003年に欧州委員会から、MTD8条の修正案²²⁾が提出された。同修正案の8条は、12の条項から構成されていたが、2005年に採択されたMTD²³⁾の8条は、9つの条項のみであった。1990年MTDにはない新しい規定として、部分分割に関する8条2項、ハイブリッド・エンティティに関する8条3項が挿入された。一方、採択されなかったのは、修正案8条10項～12項²⁴⁾であった。

21) Harm van den Broek氏は、私見として、このドイツの提案が、株主の観点、例えば、外国に居住する株主について、加盟国が課税管轄を喪失し、課税権が確保されないケースを目的としていたと主張する。See, Harm van den Broek, *supra* note 20, at 254.

22) Proposal for a Council Directive amending Directive 90/434/EEC of 23 July 1990 on the common system of taxation applicable to mergers, divisions, transfers of assets and exchanges of shares concerning companies of different Member States /*COM/2003/0613 final—CNS 2003/0239*/.

23) Council Directive 2005/19/EC of 17 February 2005 amending Directive 90/434/EEC 1990 on the common system of taxation applicable to mergers, divisions, partial divisions, transfers assets and exchanges of shares concerning companies of different Member States, OJ L 58, 4.3.2005, p.19.

24) 修正案8条10項

「株式交換における取得会社は、被取得会社の株主に交付された証券等の real value を受領した株式に付さなければならない (The acquiring company in an exchange of shares shall attribute to the securities received the real value of the securities issued to the shareholders of the acquired company.)」。

修正案8条11項

「取得会社は自己株式を保有し、かつ、交換においてその自己株式を譲渡するときは、加盟国は10項を逸脱し、かつ、交換される直前の移転される株式の価値に従って、受領株式の後日の譲渡から生じる所得、利得

そもそも、MTD 8 条の便益は、EU 加盟国の居住者でない株主についても適用されるが、MTD は EU 加盟国にのみ適用されるので、MTD は第三国が当該株主に課税することを妨げない。2003 年の MTD 8 条の修正案は、EU 域外に税法上の居住性をもつ株主に MTD が適用されることを明確化するために、8 条の中に新しい条項（12 項）が追加されていた。Harm van den Broek 氏自身は、12 項を確認規定と考えているが、欧州経済社会委員会（European Economic and Social Committee）は拡張規定と捉えている²⁵⁾と指摘する。しかし、12 項は、上記の通り採用されなかった。Harm van den Broek 氏は、その理由を 12 項が不必要（superfluous）と思われたためではないかと述べている。この 2005 年 MTD は、2009 年に 1990 年 MTD と統合され、現行の MTD として採択されているが、8 条に関しては、特に修正された箇所はなかった。

ところで、Harm van den Broek 氏は、現行の MTD の前文の第 5 パラグラフ²⁶⁾の文言が、MTD 8 条の解釈において重要であると主張する。なぜなら、Harm van den Broek 氏は、MTD 8 条が追加的な課税権を創出することを目的とせず、組織再編成時点においてすでに存する課税権を確保することを目的とする規定であると、解釈するからである。なお、上記の「追加的な課税権を創出」という意味は、MTD の前文の第 5 パラグラフにおける「移転会社又は被取得会社の加盟国の財政的な利益を守らなければならない」という内容の反対解釈から、取得会社又は受領会社の存する加盟国の財政的な利益の確保を指すものと思われる²⁷⁾。

2-2 MTD 8 条の構成

現在の MTD 8 条は、9 項から構成されているが、その内容から分類を試みたものが、表 2 である。

又はキャピタルゲインを計算してよい（When the acquiring company holds its own shares and transfers these in exchange, Member States may derogate from paragraph 10 and compute any income, profits or capital gains, from the subsequent transfer of the securities received, according to the value those transferred shares had immediately before the exchange.）」。

修正案 8 条 12 項

「会社がコミュニティ外に税法上の居住性をもつ株主から被取得会社の株式を取得するという事実は、本条で規定される租税救済の付与を妨げない（The fact that a company acquires a holding in the acquired company from shareholders with tax residence outside the Community shall not prevent the granting of the tax relief provided for in this Article.）」。

25) Opinion of the European Economic and Social Committee on the 'proposal for a Council Directive amending Directive 90/434/EEC of 23 July 1990 on the common system of taxation applicable to mergers, divisions, transfers of assets and exchanges of shares concerning companies of different Member States', COM (2003) 613 final-2003/0239 COD, s. 3.5.6.

26) MTD の前文の第 5 パラグラフ

「共通税制は、合併、分割、部分分割、資産移転、及び株式交換に関する税の賦課を回避すべきである一方、同時に移転会社又は被取得会社の加盟国の財政的な利益を守らなければならない」。

27) Harm van den Broek, *supra* note 20, at 253.

表2 MTD 8条

分類	内 容	対応する条文
1	株主段階の課税繰延	MTD 8条 1項～3項、9項
2	取得価額の引継ぎ	MTD 8条 4項～5項、8項
3	受領株式の譲渡時の課税	MTD 8条 6項
4	税法上の価値の定義規定	MTD 8条 7項

分類1は、組織再編成時点における株主段階の課税繰延の規定群である。MTD 8条 1項²⁸⁾は、株主が法人であるか個人であるかにかかわらず、EU域内における国際的な合併、分割、株式交換において、株主の保有株式に係るキャピタルゲイン課税を繰り延べる規定である²⁹⁾。また、MTD 8条 2項³⁰⁾は、2007年1月以降、国際的な部分分割において交付される株式の割当に関する課税を繰り延べる規定である³¹⁾。

さらに、3項³²⁾は、いわゆるハイブリッド・エンティティ (hybrid entity) の株主の持分を有する者に関する課税繰延の規定である。ただ、「ハイブリッド・エンティティの株式の持分を有する者には、そのハイブリッド・エンティティの利得ないし所得が生じるので、その者の居住する加盟国において、一般的にはそれらが生じたときに課税されるけれども、原則として課税を繰り延べる資格はある (MTD 8条 3項) が、その居住する加盟国は、理解することが困難な (enigmatic) 11条 3項³³⁾ 及び 4項³⁴⁾ の下、8条 1項から 3項までを不適用とし、かつ、ハイ

28) MTD 8条 1項

「合併、分割、株式交換に関して、受領会社あるいは取得会社の資本を示す証券等と引き換えに、移転会社あるいは被取得会社の株主に対して受領会社あるいは取得会社の資本を示す証券等を交付することは、それ自体、当該株主の所得、利益又はキャピタルゲインについて課税を生じない」。

29) Ben J. M. Terra & Peter J. Wattel, "European Tax Law SIXTH EDITION", Wolters Kluwer, at 682 (2012).

30) MTD 8条 2項

「部分分割に関して、受領会社の資本を示す証券等を移転会社の株主に交付することは、それ自体、当該株主の所得、利益又はキャピタルゲインについて課税を生じない」。

31) Ben J. M. Terra & Peter J. Wattel, *supra* note 29, at 682.

32) MTD 8条 3項

「加盟国が株主を設立準拠法から生じる当該株主の法的性質について加盟国の審査基準に基づいて税法上透明とみなし、それゆえ、株主の利益持分に関して、その株主の持分を有する者に課税する場合で、かつ、それらの利益が生じる場合、その加盟国は、その株主に対する受領会社あるいは取得会社の資本を示す証券等の交付から生じる所得、利益又はキャピタルゲインに課税しない」。

33) MTD11条 3項

「加盟国が非居住者である受領会社や取得会社をその設立準拠法から生じる当該会社の法的性質について、その加盟国の審査に基づいて、税法上透明であるとみなす場合、その加盟国は、8条 1項、2項、3項を適用しない権利を有する」。

34) MTD11条 4項

「加盟国が非居住者である受領会社をその設立準拠法から生じる当該会社の法的性質について、その加盟国

ブリッド・エンティティの株主が国内のエンティティであったならば、なされるであろうものと同様の方法で、その取引を取り扱う権利を有する³⁵⁾」という。前文の「理解することが困難な(enigmatic)」という表現が示す通り、MTD11条³⁶⁾におけるハイブリッド・エンティティの取扱いには疑問の声が上がっている。例えば、Frederik Boulogne氏のMTD修正案には、現行のMTD11条が削除されている³⁷⁾。その理由は、MTD11条がハイブリッド・エンティティを含む組織再編成を不必要に制限しているからという³⁸⁾。

残りのMTD8条9項³⁹⁾は、上記のMTD8条1項から3項の例外規定である。MTD8条9項は、取引における現金部分は、即時課税されることを明確に規定している⁴⁰⁾。なぜなら、キャピタルゲインが実現しており、また、納税に必要な現金も受領しているからである⁴¹⁾。なお、MTD8条9項は、現金対価が公平に株主間に分配されるか否かについては明示していない⁴²⁾。

また、分類2は、組織再編成によって株主が受領する株式の取得価額の引継ぎの規定群である。MTD8条4項⁴³⁾及び5項⁴⁴⁾は、MTD4条4項⁴⁵⁾が合併、分割、資産移転に係る会社に課税繰延の便益を与える（法人段階の課税繰延—筆者注）のと同様、株主に課税繰延の便益を与える（株主段階の課税繰延—筆者注）ため、税法上の価値の維持という条件を包含している⁴⁶⁾。課税繰延は、旧株が税法上有していた価値と同じ税法上の価値を新株に割り当てることを

の審査に基づいて、税法上透明であるとみなす場合、その加盟国は、その受領会社とその加盟国の居住者であるならば、それと同じ税法上の取扱いを直接的ないし間接的な株主について適用してよい。

35) Ben J. M. Terra & Peter J. Wattel, *supra* note 29, at 683.

36) MTD11条は、透明な事業体に関する特別なルールを規定する。

37) 削除の経緯については、Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 337の脚注901を参照。

38) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 337, footnote 901.

39) MTD8条9項

「1項、2項、3項によって、加盟国が合併、分割、部分分割、株式交換の時になされる現金支払につき、いつ株主に課税するか、考慮することを妨げない」。

40) Ben J. M. Terra & Peter J. Wattel, *supra* note 29, at 683.

41) Ben J. M. Terra & Peter J. Wattel, *supra* note 29, at 683; Harm van den Broek, *supra* note 20, at 257.

42) 現金対価が公平に株主間に分配されない場合における株主の買収(Buy-Out)の議論に関しては、Harm van den Broek, *supra* note 20, at 258-259を参照。

43) MTD8条4項

「1項及び3項は、その株主が受領する株式に対して、交換した証券等が合併、分割、株式交換の直前に有していた価値よりも税法上高い価値を付さない場合に限り、適用される」。

44) MTD8条5項

「2項及び3項は、その株主が受領する株式の合計に対して、部分分割の直前において移転会社に保有されていた証券等有していた価値よりも税法上高い価値を付さない場合に限り、適用される」。

45) MTD4条4項

「1項と3項は、もしその合併、分割、部分分割が生じていないならば、移転会社に適用されるルールに従って、受領会社が移転される資産負債に関して、新たな償却と損益を計算する場合にのみ適用される」。

46) Ben J. M. Terra & Peter J. Wattel, *supra* note 29, at 682.

株主に条件付けている⁴⁷⁾。なぜなら、当該価値の引継ぎによって、株主の居住する加盟国は、代替株式の処分時に、将来的にキャピタルゲイン課税を行うことができるからである⁴⁸⁾。

残りのMTD 8条 8項⁴⁹⁾は、上記のMTD 8条 4項及び5項の例外規定である。MTD 8条 8項は、加盟国の国内税法によって、株主が受領株式の税法上の価値をステップアップする選択を認められ、かつ、当該株主がその選択をする(株主はその時、未実現⁵⁰⁾のキャピタルゲイン税を即時に支払う)ならば、その時には明らかに課税を繰り延べないと規定する⁵¹⁾。なお、留意すべきこととして、MTD 8条 8項は、株主が居住する加盟国についてのみ規定している点である⁵²⁾。いくつかの加盟国、例えば、オランダは一定の外国株主のキャピタルゲインに課税している⁵³⁾。つまり、会社の設立地である加盟国が、その会社の外国株主を課税し、当該株主にステップアップの権利を付与するならば、MTD 8条 8項は当該加盟国に適用されないことになる⁵⁴⁾。

次に、分類3は、組織再編成によって株主が受領した株式を譲渡した場合の課税の規定である。MTD 8条 6項⁵⁵⁾により、当該譲渡益は、取得会社、受領会社、スプリットオフをした会社、移転会社の代替株式が株主によって処分されるときに、後日課税されることになる⁵⁶⁾。

最後に、分類4は、MTD 8条 7項⁵⁷⁾であり、税法上の価値の定義規定である。前述の1969年の指令草案9条は、事業資産の一部を構成する株式の価値(fiscal value)の継続のみを要求したが、当該規定はあまりに狭く、例えば、投資を事業としない株主(private shareholder)の場合、課税権喪失の結果となっていた⁵⁸⁾。そこで、現行は「税法上の価値」という中立的な用語を用いることで、当該株主も適用対象となっている⁵⁹⁾。

47) *Id.*

48) *Id.*

49) MTD 8条 8項

「株主が居住者である加盟国の法の下、株主が4項及び5項に置かれたものと異なる税法上の取扱いを選択する場合、1項、2項、3項は、当該オプションが行使される観点から、その証券等には適用しない」。

50) ここでいう「未実現」は、非認識(non-recognition)の意味で使用されていると思われる。

51) Ben J. M. Terra & Peter J. Wattel, *supra* note 29, at 683.

52) Harm van den Broek, *supra* note 20, at 261.

53) *Id.*

54) *Id.*

55) MTD 8条 6項

「1項、2項及び3項は、取得前に存在していた証券等の譲渡から生じる利益と同様の方法で、受領した証券等のその後の譲渡から生じる利益に課税することを加盟国に妨げない」。

56) Ben J. M. Terra & Peter J. Wattel, *supra* note 29, at 682.

57) MTD 8条 7項

「本条の目的上、「税法上の価値」とは、損益がその会社の株主の所得、利益又はキャピタルゲインに関する課税上、計算される基準における価値を意味する」。

58) Harm van den Broek, *supra* note 20, at 260.

59) *Id.*

2-3 MTD 8条の修正案

2-3-1 修正案の概要

Harm van den Broek氏は、MTD 8条が課税権喪失のケースにおいて、課税権確保の機能を発揮させるために修正されるべき、と主張している⁶⁰⁾。しかし、同氏は、その指摘に留まっている一方、Frederik Boulogne氏は、11の条項からなるMTD 8条の修正案を具体的に示している⁶¹⁾。そこで、本稿では、Frederik Boulogne氏の修正案を基にして、検討を行うことにした。表3は、上記11の条項を表2と同様に整理したものである。なお、Frederik Boulogne氏の修正案は、現行のMTD 8条の全ての条項を問題としているわけではない。Frederik Boulogne氏は、一部の条項をそのまま残しつつ、以下の2つの観点からいくつかの修正を提案する。その結果、現行のMTD 8条が9つの条項から構成されているのに対して、当該修正案は11の条項から構成されている。

表3 MTD 8条の修正案

分類	内容	対応する修正案の条項
1	株主段階の課税繰延	修正 MTD 8 条 1 項～2 項、9 項
2	取得価額の引継ぎ	修正 MTD 8 条 3 項～4 項、8 項・10 項・11 項
3	受領株式の譲渡時の課税	修正 MTD 8 条 5 項～7 項
4	税法上の価値の定義規定	なし

第一の観点は、MTD 8条の対象となる株主の範囲の拡張である⁶²⁾。第二の観点は、第一の観点による範囲の拡張に伴う当該株主に対する課税権の確保、また、不動産化体株式が絡む組織再編成の場合における課税権確保のため、法人段階の課税繰延を定める MTD 4 条 2 項 (b)⁶³⁾の「課税所得要件 (taxable income requirement)」⁶⁴⁾〔出国税レジーム (Exit Tax Regime) による補正後のもの〕の MTD 8 条への追加である⁶⁵⁾。

60) Harm van den Broek, *supra* note 20, at 263.

61) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 341-342.

62) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 183.

63) MTD 4 条 2 項(b)

「移転される資産負債とは、合併、分割、あるいは部分分割の結果、移転会社の存する加盟国において、受領会社の恒久的施設と実質的に関連し、かつ、税法上考慮される損益を生じる役割を演じる移転会社の資産負債をいう」。

64) 拙稿・前掲注1では、これをPE帰属要件と表記したが、Frederik Boulogne氏は、MTD 4 条 2 項(b)の条文を前半と後半に分け、前半部分をPE要件 (permanent establishment requirement)、後半部分を課税所得要件 (taxable income requirement) と呼び、MTD 4 条 2 項(b)はこの2つの要件から構成されていると説明している。Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 150.そこで、本稿では、Frederik Boulogne氏の表現に従って、課税所得要件と表記することにした。

65) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 192.

上記2つの観点の詳細について、以下でその内容を紹介する。

2-3-2 対象となる株主の範囲

まず、Frederik Boulogne氏は、MTD 8条の背景にある考え（*notion*）から、移転会社や被取得会社の株主も同条の対象である、と主張する⁶⁶⁾。次に、当該株主への新株の発行が受領会社や取得会社の既存株主が保有する株式の希薄化（*watering down*）が生じ、その結果、既存株主が課税される場合があることを指摘する⁶⁷⁾。そして、当該既存株主が課税繰延の便益を享受できない理由について有効な議論がなかったように思われると述べた後、MTD 8条の対象となる株主の範囲を既存株主へ拡張することを提案する⁶⁸⁾。その提案によって、MTD 8条の1項及び2項は、MTD 8条の修正案の第1項として、1つの条項にまとめられ、かつ、簡潔な条文として以下の通り示されている。

「事業再編成はそれ自体、移転事業体、受領事業体、取得事業体、被取得事業体の株主の所得、利益又はキャピタルゲインについて課税を生じない」（下線部分が、提案による変更箇所である）。

この修正案に見られる受領事業体及び取得事業体の箇所が、前述の希薄化に伴う問題を受けて提案された箇所であると考えられる。つまり、MTD 8条の対象となる株主の範囲が拡張されている。

なお、修正案の第1項には、2つの補足すべき事項がある。第一は、「事業再編成」という表記である。Frederik Boulogne氏は、MTDの対象取引を合併等に限定せず、「事業再編成」全般について拡張することを主張しており、「事業再編成」という表記は、それを反映したものである⁶⁹⁾。第二は、「事業体」という表記である。Frederik Boulogne氏は、MTDが会社（*company*）という用語を用いている点について、その意味内容が明確でないとして、事業体（*entity*）という用語を用いるべきと主張しており、第1項にはそれが反映されている⁷⁰⁾。

2-3-3 課税所得要件

Frederik Boulogne氏は、MTD 8条の対象となる株主の範囲の拡張に伴って、現行のMTD 8

66) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 182.

67) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 182-183.

68) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 183.

69) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 135. また、拙稿「国際的組織再編税制における対象取引の定義——EU合併租税指令とCCCTB指令案からの検討——」現代社会と会計12号61頁～67頁（2018）も参照願いたい。

70) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 22.

条4項及び5項による課税権確保（claim saver）は適切ではないと主張する⁷¹⁾。なぜなら、受領会社や取得会社の既存株主は、その保有する株式が交換されるわけではなく、むしろ希薄化であるから、同4項及び5項の適用がないためである⁷²⁾。

さらに、Frederik Boulogne氏は、組織再編成に係る株式がいわゆる不動産化体株式の場合、当該不動産化体株式を発行している法人の居住地国における課税権確保が必要であると主張する⁷³⁾。以下、国際的合併の例を用いて、その主張を紹介する⁷⁴⁾。

図1におけるA社は、B国に所在する不動産保有会社であるB社の株式を100%保有している。なお、A国とB国の間には、租税条約が締結されていないとする。

図1におけるB社がC社に合併された場合、A社はB社株式と引き換えにC社株式を受け取るが、A社はA国において課税されない（MTD8条1項及び4項によって、課税繰延の適用を受ける）。

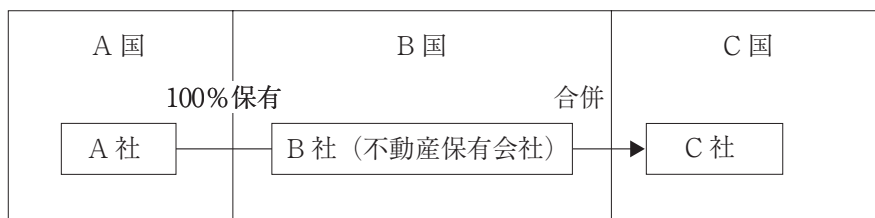


図1 国際的合併

ところで、A社は、B社株式が不動産化体株式に該当するため、A社がB社株式を譲渡した場合、B国は当該譲渡に対して課税を行うことが予想される。しかし、図1の場合では、MTD8条1項及び4項によって、B国は当該課税を行うことができず、しかもB社が消滅することから、課税権を喪失することになる。

Frederik Boulogne氏は、これらの問題を踏まえて、上記のような課税権喪失の原因は、MTD8条がMTD4条2項(b)に定める課税所得要件（taxable income requirement）を欠いている点にあると主張する。MTD4条2項(b)は、「移転される資産負債（transferred assets and liabilities）」の定義規定ではあるが、組織再編成における法人段階課税の課税権確保の規定であ

71) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 184.

72) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 192.

73) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 187.

74) 以下の国際的合併に関する紹介は、特に断りがない限り、Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 185-186を参照した。ただ、Frederik Boulogne氏は、同書186頁において、国際的株式交換についても例を用いて分析しているが、紙幅の関係から本稿では割愛した。また、Harm van den Broek氏も図1と同じ種類の例を取り上げ、租税条約の適用によって課税権が喪失することを指摘している。Harm van den Broek, *supra* note 20, at 263.

る。なお、課税所得要件 (taxable income requirement) とは、同項の後半部分 (…play a part in generating the profits or losses taken into account for tax purposes) を指す⁷⁵⁾。Frederik Boulogne 氏によると、MTD の沿革から、課税所得要件は、移転会社の資産負債が移転会社の存する加盟国の国内法だけでなく、適用され得る租税条約の下であっても恒久的施設を構成することを確保するため、おそらく MTD に挿入されたものであろう、という⁷⁶⁾。Frederik Boulogne 氏は、MTD 8 条に課税所得要件を追加することによって、前述の希薄化や不動産化体株式に関する課税権確保の問題を解決できるのではないかと主張する。なぜなら、希薄化の問題では、既存株主の保有する株式が税法上の所得や損失を生じる役割をもはや果たさない、ということによって課税が生じるからである。また、不動産化体株式の問題では、当該所得や損失が異なる加盟国 (図 1 でいえば、B 国でなく A 国) で生じるということによって、B 国は課税を行うことができるからである。

このように Frederik Boulogne 氏は自身の見解を示した後、修正案への具体的な落とし込みについて検討している。本稿は表 2 において、MTD 8 条 4 項及び 5 項を分類 2 へ、MTD 8 条 6 項を分類 3 へ区分したが、Frederik Boulogne 氏は、MTD 8 条 4 項及び 5 項を通常の課税権確保 (claim saver)、MTD 8 条 6 項を特殊な課税権確保 (claim saver) と位置付ける⁷⁷⁾。そして、上記の見解を MTD 8 条 6 項へ取り入れ、以下の条文を提案する (修正案では 5 項に位置付けられる。なお、MTD 8 条 6 項は修正案 7 項へ移動しているので、修正案 5 項は新しい規定となる)。

「1 項は、受領ないし保有する株式が、事業再編成前と同様の方法で当該株主の所得、利得又はキャピタルゲインを生じる役割を果たす場合、かつ、その範囲に限り適用される」
(下線部分が、提案による変更箇所である。なお、事業再編成という表記は、前述の修正案の第 1 項と同じである)。

変更箇所の第一は、前述の希薄化の問題に対応し、変更箇所の第二は、課税所得要件の明示であり、変更箇所の第三は、課税権確保の観点から課税繰延の範囲を限定していると考えられる。

75) 脚注64参照。

76) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 152.

77) これについては、Frederik Boulogne 氏は明示していないが、現行の MTD 8 条 4 項～6 項を課税繰延の本質からひとまとまりの規定群であると捉えているためと思われる。課税繰延とは、Bryan A. Garner (Editor in Chief), “Black’s Law Dictionary Tenth Edition”, Thomson Reuters, at 514 (2014) によると、「ある年度から他の年度へ税の支払いを延期すること (postponement) をいう。従って、現時点の課税を繰り延べることと、将来のある時点で課税することとはワンセットで考えるべきであるから、4 項及び 5 項は取得価額の引継ぎによる課税繰延の規定として、また 6 項は後日に課税を行う規定であるとして、ワンセットで把握していると思われる。

なお、上記第三の課税繰延の範囲の限定について、Frederik Boulogne氏は、図1の内容を一部変更し、具体的にはA国とB国間、A国とC国間に租税条約が締結され、かつ、各租税条約上の不動産保有会社の概念が異なると仮定した上で、次のように主張する。B国がタックストリートイオーバーライド（tax treaty override. 以下、同じ）をすることなく、課税権を確保するためには、合併後の所得課税は合併時点にB国で生じた所得に限定することがあり得る、と主張する⁷⁸⁾。但し、Frederik Boulogne氏は、この主張に対する反対意見を予想し、その反対意見の根拠として、OECDモデル租税条約コメンタリーのパラ13.1を挙げる⁷⁹⁾。なぜなら、同コメンタリーに従うと、B国は合併時点にB国で生じた所得に限定されることなく、課税できるからである。従って、Frederik Boulogne氏の主張は、修正案5項を適用した場合に、タックストリートイオーバーライドのリスクを回避し、修正MTDの適用がかえってEU域内の国際的組織再編成を阻害しないように配慮した主張であると思われる。

2-3-4 出国税レジームによる補正

Frederik Boulogne氏は、前述の通り、課税権確保（claim saver）の観点から課税所得要件をMTD8条へ取り入れる提案を行っているが、それによって課税繰延の取扱いの範囲は当然に狭まる。その結果、MTD8条に関する修正案によって、かえって税制が国際的組織再編成における障害となりかねない。そこで、Frederik Boulogne氏は、比例性原則の観点から、出国税レジームによる補正を行っている⁸⁰⁾。なお、ここでいう補正とは、前述の修正案5項の次に、現行のMTD8条にはない6項という新たな条項を追加し、組織再編成時点における即時課税を条件付きで緩和させることを意味する。

まず、Frederik Boulogne氏は、欧州司法裁判所のDe Lasteyrie事件⁸¹⁾とN事件⁸²⁾に沿って、即時課税の対象として課されるべき税は明確に決定されるべきであると主張する⁸³⁾。次に、課されるべき税は、受領した株式に係る所得、利得又はキャピタルゲインが現実に実現した時、あるいは実現したとみなされる時まで支払われなくてよいとして、株主は5年以内に当該税を支払うオプションを有するべきであると主張する⁸⁴⁾。さらに、組織再編成後に当該株主に課税する加盟国は、二重課税を回避するため、かつ、その後の株式価値の減少を考慮するため、取得価

78) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 191.

79) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 191, footnote 596.

80) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 192-193.

81) Case C-92/02, *Hughes de Lasteyrie du Saillant v. Ministère de l'Économie, des Finances et de l'Industrie* [11 Mar. 2004] ECR I-02409.

82) Case C-470/04, *N v. Inspecteur van de Belastingdienst Oost/Kantoor Almelo* [7 Sep. 2006] ECR I-07409.

83) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 192-193.

84) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 193.

額を時価にステップアップすることを認めるべきであると主張する⁸⁵⁾。なお、上記の課税繰延に係る利子の賦課及び銀行保証の要件は、いずれも認められるべきではないとしている⁸⁶⁾。

Frederik Boulogne氏は、これらの見解を踏まえ、3つのパラグラフから成る次の条文を提案する(修正案6項)。

「受領ないし保有した株式が、事業再編成前と同様の方法で当該株主の所得、利得又はキャピタルゲインを生じる役割を果たしていない範囲まで、課されるべき税は明確に決定される。

その税は、所得、利得又はキャピタルゲインが実際に実現した時点で回復される。受領ないし保有する株式が、株主によって処分されるか、あるいは再評価される場合には、その範囲まで、所得、利得ないしキャピタルゲインは実現されたものとみなされる。株主による要求に応じて、課されるべき税の支払いは、5年にわたり繰り延べられるか、あるいは所得、利得ないしキャピタルゲインが5年よりも早く実際に実現した場合には5年より短い期間にわたり繰り延べられる。

株主は、本項の第一パラグラフにおける所得、利得又はキャピタルゲインが計算される基準に応じた価値に等しい税法上の価値を受領ないし保有する株式に帰属することが認められる」。

以上のように、修正案6項の3つのパラグラフは、Frederik Boulogne氏の各主張を明文化したものであるといえる。

第3章 検討

3-1 MTD 8条と修正案から得られる示唆

MTD 8条とその修正案から得られる株主段階課税への示唆を抽出すべく、まずは両者の対比を行った(表4参照)。なお、表4における矢印は、現行のMTD 8条と修正案との関係を明確にするために付したものである。

表4から明らかな通り、現行のMTD 8条にはなく、Frederik Boulogne氏が新たに追加した条項は、修正案の5項、6項、10項、11項の4つである。ただ、4つの追加条項の位置付けとして、5項・6項と10項・11項では意味合いが異なると考える。5項・6項は、現行のMTD 8条には存在しない課税所得要件と出国税レジームの補正という新たな思考による条項であるのに対し、10項・11項は取得価額のステップアップ時の課税を明確化した条項にすぎない⁸⁷⁾と考えられるからである。

85) Frederik Boulogne, *supra* note 13, at 193.

86) *Id.*

87) 10項及び11項については、Frederik Boulogne, *supra* note 13は、特に説明を行っていないが、前述の2003年に欧州委員会が提案した修正案8条10項、同11項を参考に、取得価額のステップアップ時の課税を明確化した条項と思われる。

表4 MTDと修正案との対比

	現行のMTD	MTDの修正案
1項	合併、分割、株式交換時の株主段階の課税繰延	事業再編成時点の株主段階の課税繰延（対象株主の拡張あり）
2項	部分分割時の株主段階の課税繰延	ハイブリッド・エンティティの場合における株主段階の課税繰延（同上）
3項	ハイブリッド・エンティティの場合における株主段階の課税繰延	合併、分割、株式交換における取得価額の引継ぎ
4項	1項・3項における取得価額の引継ぎ	部分分割における取得価額の引継ぎ
5項	2項・3項における取得価額の引継ぎ	
6項	受領株式の譲渡時の課税	再編時点の課税権確保の強調
7項	税法上の価値の定義	再編時点の即時課税の緩和
8項	取得価額のステップアップ時の課税	受領株式の譲渡時の課税
9項	現金対価への即時課税	取得価額のステップアップ時の課税
10項	なし	現金対価への課税の許容
11項	なし	株式交換で発行した株式と引換に受領する株式の取得価額を時価とする ⁸⁸⁾ 。
		自己株式を使用する場合の10項の制限 ⁸⁹⁾

逆に、Frederik Boulogneの修正案にはなく、現行のMTD 8条に存在する条項は、税法上の価値を定義する7項である。ただ、この点について、Frederik Boulogne氏がなぜ削除しているか、その理由は明らかではない。

次に、上記を踏まえて、MTD 8条とその修正案から得られる株主段階課税への示唆を抽出する。私見として、次の5つを挙げることができるのではないかと考える。

第一は、対象となる株主の範囲である。移転会社や被取得会社の株主がMTDや修正案の対象に挙げられることは容易に理解できる。しかし、MTD 8条2項のハイブリッド・エンティティにおける株主や、修正案1項の受領会社や取得会社の既存株主を対象とする点は斬新なアイデアであると思われる。

第二は、取得価額の引継ぎと受領株式の譲渡時課税というパッケージである。これは、現行のMTD 8条も修正案も同様である（前者は4項・5項と6項、後者は3項・4項と7項）。これは、前述の通り、課税繰延の本質から考えれば、当然の取扱いであると思われる。

第三は、課税漏れへの対応である。これは、修正案5項及び6項に拠っている。修正案5項

88) 修正案10項

「株式交換における取得事業体は、被取得事業体の株主に交付される証券等の real value を受領した証券等に帰属させなければならない」。

89) 修正案11項

「取得事業体が自己株式を保有し、かつ、それを交換において譲渡する時、加盟国は10項を制限し、受領した証券等の後日の譲渡から生じる所得、利得又はキャピタルゲインを、交換直前の当該譲渡株式の価値に従って計算してよい」。

は、株主段階課税にも課税所得要件を課すことで、組織再編成時点における課税繰延の適用に制限をかけている。また、修正案6項は、課税所得要件を充足しない場合であっても、その対応は出国税レジームによる補正をかけることで、比例性の原則に違反しないよう、いわば、即時課税に対する緩和的な規定となっている。

第四は、相手国の課税上の取扱いに対する考慮である。これは、取得価額のステップアップ時の課税に見られる。これについては、現行のMTD8条8項と同様、修正案にも8項として、そのまま残されている。

第五は、現金対価への即時課税である。これについては、現行のMTD8条9項と同様、修正案にも9項として、そのまま残されている。

3-2 株主段階課税の今後の方向性

前節での示唆に従って、わが国の国際的組織再編税制における株主段階課税の今後の方向性について、順次検討を行う。

第一の示唆について。まず、ハイブリッド・エンティティについては、MTD11条への批判があることから、わが国の組織再編税制への取り込みは慎重であるべきと考える。現状としては、MTD11条に関するEUの議論の進展を待つ方が良いと思われる。次に、受領会社や取得会社の既存株主を対象とする点については、わが国の組織再編税制それ自体が想定していない。従って、国際的組織再編税制の議論の前に、まずは国内の組織再編成において、わが国の組織再編税制がこのような斬新な考え方を採用すべきか否かを検討すべきであろう。

第二の示唆について。取得価額の引継ぎと受領株式の譲渡時課税という課税上のパッケージは、わが国の組織再編税制においても採用されている。従って、国際的組織再編税制においても同様に採用すべき⁹⁰⁾であり、また、現行の組織再編税制との整合性においても親和的であろう。

第三の示唆について。本稿の分析から、EUが単一市場を目指す過程にあっても、各加盟国が課税漏れに強く対応しようとしていることが確認できる。従って、EU加盟国と同じ状況にないわが国の場合、MTD8条及びその修正案の内容は、課税漏れに対して最低限考慮すべき内容であると認識すべきと考える。

それを踏まえて第三の示唆をみると、まず、MTD修正案5項における課税所得要件は、わが国においても同様に、有効な課税漏れへの対応と考えられる。また、課税漏れへの対応で、タックストリートオーバーライドのリスクを回避しようとする点も、わが国にとってもEUと同様、必要である。ただ、前述の通り、受領会社や取得会社の既存株主をわが国の国際的組

90) Frederik Boulogne氏は、前述の通り、現行のMTD8条6項(Frederik Boulogne氏の修正案では7項)を特殊な課税権確保(claim saver)の規定と捉えている。かつて、拙稿・前掲注12・110頁において、国際的組織再編税制の今後の方向性について、組織再編成後における取戻し課税の規定の必要性を主張した。本主張は、本稿でいえば、特殊な課税権確保(claim saver)に位置付けられる主張ということになる。

織再編税制に含める議論は時期尚早と思われるため、修正案5項の当該部分は現時点では不要であろう。次に、出国税レジームによる補正については、当然ながら、EU加盟国ではないわが国の場合、比例性の原則に基づく必要がないこと、つまり、わが国とEUとの違いが大きく生じている点で、参考にしづらいと考えられる。ただ、出国税レジームによる補正の議論の中で、ステップアップに関する部分は第四の示唆に通じる部分がある。

第四の示唆について。国際的組織再編成では国際的二重課税あるいは国際的二重非課税の問題が生じ得る。その点では、わが国の国際的組織再編税制においても、相手国の課税上の取扱いに対応する必要があるだろう。

第五の示唆について。現金対価の部分は株主の投資の継続の観点からすれば、即時課税とすべきであり、わが国の組織再編税制でも同様である。従って、国際的組織再編税制においても同様に採用すべきであろう。

以上をまとめると、わが国の国際的組織再編税制における株主段階課税の今後の方向性は、現行の組織再編税制における取扱いに加えて、第三の示唆の一部と第四の示唆を追加することが必要であると考えられる。具体的には、前者は、居住者等株主か非居住者等株主を問わず、課税繰延の適用条件に課税所得要件を加え、かつ、課税漏れ部分をタックスストーリーオーバーライドのリスクを回避すべく、課税繰延の対象となる税額の範囲を制限的に決定することである。また、後者は、相手国において非居住者等株主の取得価額がステップアップされた場合に当該非居住者等株主に対して即時課税する規定を導入することである。なお、当該即時課税の執行可能性の確保のあり方は、さらに検討すべき今後の課題である。

むすびに

本稿は、MTD 8条等を参考にわが国の国際的組織再編税制における株主段階課税の今後の方向性について検討することを目的としたものである。

わが国の組織再編税制における株主段階課税の課税繰延の根拠は、「株主の投資の継続」である。これは、平成29年度税制改正を経た現在においても変わらないと考える。また、現行の国際的組織再編税制における非居住者等株主への課税は、課税漏れと租税回避への対応に二分されるが、本稿は前者を対象に、MTD 8条及びFrederik Boulogne氏のMTD 8条の修正案を中心に検討を行った。

MTD 8条及び修正案を分析した結果、わが国の国際的組織再編税制における株主段階課税の今後の方向性のヒントとして得られた示唆は、次の5つであった。第一は、対象となる株主の範囲である。第二は、取得価額の引継ぎと受領株式の譲渡時課税という課税上のパッケージである。第三は、課税漏れへの対応である。第四は、相手国の課税上の取扱いへの対応である。第五は、現金対価への即時課税である。

上記5つの示唆を参考にし、かつ、わが国とEUとの違いを考慮しつつ検討を行った結果、わが国の国際的組織再編税制における株主段階課税の今後の方向性として得られた結論は、現行の組織再編税制における取扱いに加えて、第三の示唆の一部と第四の示唆を追加することである、と論じた。具体的には、前者は、居住者等株主か非居住者等株主を問わず、課税繰延の適用条件に課税所得要件を加え、かつ、課税漏れ部分をタックスストーリーティオーバーライドのリスクを回避すべく、課税繰延の対象となる税額の範囲を制限的に決定することである。また、後者は、相手国において非居住者等株主の取得価額がステップアップされた場合に当該非居住者等株主に対して即時課税する規定を導入することである。なお、当該即時課税の執行可能性の確保のあり方は、さらに検討すべき今後の課題である。

(本論文は、2016年度科学研究費基盤研究(C) 国際的組織再編税制の今後の方向性〔課題番号16K03312〕の研究成果の一部である。)